

老老介護支援事業について

市では、在宅で高齢者が高齢者を介護している世帯（要介護者のみの独居世帯含む）への支援を行うため、次の支給要件を全て満たす世帯に「老老介護生活支援サービス券」（以下「サービス券」といいます。）を支給しています。

支給要件

- ① 世帯全員が65歳以上（※世帯状況は実態で判断します。）
- ② 世帯全員が住民税非課税 ※入院や施設入所中の場合は対象となりません。
- ③ 世帯の中に要介護1以上の方（要介護者）がいる



支給するサービス券の額

3,000円分（500円券×6枚）／月 〈上限 36,000円分（500円券×72枚）／年〉
※支給要件に該当する期間に応じた枚数を決定し、一括支給します。

サービス券の利用について

サービス券は、市が指定しているサービス提供事業者で、下記のサービスを利用された場合、その支払に充てることができます。

対象サービス（※いずれも介護保険の給付では対象とならないサービス）

サービス	サービス内容の例
家屋等修繕	障子・襖はりなどの屋内外の簡単な修繕、電球取替え など
家事支援	食料品の買物、居室の清掃、草取り、庭木の剪定、洗濯 など
病院等介助	病院の通院や買物の付き添い など

※物品の購入や家屋修繕の材料費、タクシー代等には利用できません。

申請方法

市から対象と思われる世帯には、**7月中旬以降、順次**、申請書を送付します。サービス券を希望される方は、申請書に必要事項を記入のうえ、提出してください。申請後、市が支給要件に基づいて審査し、支給の可否を決定したうえで、結果通知書・サービス利用券を送付します。

おたずね／高齢者福祉課 ☎21-6967

マイナポータルから 転出届 を提出できるようになりました

令和5年2月6日から、転出届についてマイナポータルを通じたオンラインでの届出が可能になりました。このサービスを利用する方は、**転出にあたり出雲市役所への来庁が原則不要**となります。

詳しい手続方法については、右記の二次元コードからデジタル庁のホームページをご覧ください。市民課までお問い合わせください。

○サービスを利用できる方

- ・署名用電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方
- ・日本国内での引越しをする方



※ 注 意 事 項 ※

- ・転出届を出されてから、転入手続ができるようになるまでに1～2日程度（閉庁日を除く）時間がかかるため、余裕をもって手続してください。
- ・マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、別途、転入先市区町村の窓口で転入届等の手続が必要です。必ずマイナンバーカードをお持ちください。
- ・利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）、署名用電子証明書の暗証番号（6～16桁の英数字）が必要です。
- ・転出日から10日過ぎた場合は、このサービスを利用できません。窓口へご来庁いただくか、郵送での転出手続をお願いします。

おたずね／市民課 ☎21-2315

応援します いきいきライフ

免除・納付猶予制度について

ご存じですか？免除・納付猶予制度

令和5年度の国民年金保険料は **月額16,520円** です。

ただし、保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付が免除・猶予される制度があります。新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が相当程度下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額での免除の手続きが可能となります。
(令和5年6月分まで)

保険料を未納のままにしておくと、将来、年金が受け取れなくなることがありますので、納付困難な場合にはご相談ください。

(1) 免除制度……経済的な理由などで保険料を納めることが困難な人が対象です。

本人・配偶者・世帯主のそれぞれの前年の所得が下記の計算式で計算した金額以下である場合、申請することにより、保険料の納付が全額免除または一部免除(一部納付)となります。

所得額	⇒	免除/納付	保険料(月額)
所得額 ≤ (扶養親族等の数+1) × 35万円 + 32万円	⇒	全額免除	0円
所得額 - 扶養親族等控除額 - 社会保険料控除額等 ≤ 88万円	⇒	4分の3免除 / 4分の1納付	4,130円
所得額 - 扶養親族等控除額 - 社会保険料控除額等 ≤ 128万円	⇒	半額免除 / 半額納付	8,260円
所得額 - 扶養親族等控除額 - 社会保険料控除額等 ≤ 168万円	⇒	4分の1免除 / 4分の3納付	12,390円

※免除が認められても、全額免除以外の人は減額された保険料の納付が必要です。納め忘れると未納扱いになりますのでご注意ください。

(2) 納付猶予制度…所得の低い50歳未満の人が対象です。

50歳未満の人で本人と配偶者のそれぞれの前年の所得が下記の計算式で計算した金額以下の場合、申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

所得額 ≤ (扶養親族等の数+1) × 35万円 + 32万円 ⇒ **納付猶予**

～将来の年金への影響は？～

免除区分など	受給資格期間(※)	年金額の計算に含める期間	後から納付できる期間(追納期間)
全額免除	含める	全額免除月数 × $\frac{4}{8}$	10年以内 ※追納は申出が必要です。 なお、3年度目以降に保険料を追納する場合、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。
$\frac{3}{4}$ 免除		$\frac{1}{4}$ 納付月数 × $\frac{5}{8}$	
半額免除		半額納付月数 × $\frac{6}{8}$	
$\frac{1}{4}$ 免除		$\frac{3}{4}$ 納付月数 × $\frac{7}{8}$	
納付猶予		含めない	
学生納付特例			
未納	含めない ※未納期間が多いと受給できなくなる場合があります。	含めない	2年以内

※受給資格期間…老齢基礎年金を受給するためには、原則「10年以上」の期間が必要です。

- ◆令和5年度の免除・猶予の申請は、7月から市役所本庁 保険年金課および各行政センター市民サービス課で受け付けます。
- ◆免除・猶予となる期間は、7月から翌年6月までです。
- ◆マイナポータルからも免除・猶予の申請ができます。まずはマイナポータルの「利用者登録」が必要です。
- ◆郵送で申請することもできます。日本年金機構のホームページからダウンロードして送付してください。
〒693-0021 出雲市塩冶町1516-2 日本年金機構 出雲年金事務所

マイナポータル
ホームページ

日本年金機構
ホームページ



手続窓口・おたすね / 日本年金機構 出雲年金事務所 ☎24-0045 音声案内②→②
市役所本庁 保険年金課 (☎21-6982)、各行政センター市民サービス課